

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行うこと。（附則第三条及び別表関係）

第二 俸給月額改定は、令和五年四月一日に遡って行うこと。（附則第一項関係）